

平成 27 年 7 月 3 日改定
(平成 24 年 9 月 13 日改定)
(平成 11 年 5 月 13 日改定)
(平成 10 年 4 月 16 日制定)

1. 全般

学術情報処理研究誌（以下本誌）は国立大学法人情報系センター協議会（以下協議会）が発行する学術論文誌であり、協議会が設置する学術情報処理研究編集委員会（以下編集委員会）が編集する。

(1) 編集委員会の組織

編集委員会は委員長および副委員長、委員から構成し、協議会が選出する。委員長と副委員長の任期は3年とし再任を妨げない。委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(2) 掲載する記事の分野

本誌に掲載する記事の分野を次のとおり定める。すべての記事は未発表のものに限る。

ア. 学術情報に関する研究および開発、教育

イ. 高等教育機関の情報系センターシステムの設計および管理、運用に関するもの

(3) 査読

ア. 委員は投稿された原著論文を担当し、査読者からの報告に基づき採録の可否を編集委員会に報告する。編集委員会は委員の報告に基づき採録の可否を決める。

イ. 査読は委員が選出した2名の査読委員によって行い、査読結果が合致しない場合は第3の査読者による判定を行う。担当委員は第3の査読者を担当できる。

ウ. 査読者は原則として協議会会員に所属する者を充てる。ただし必要に応じて協議会外部の専門家に査読を依頼できる。

エ. 投稿された記事の著者には査読者は公開しない（ブラインド査読）。

(4) 集会の支援

編集委員会は国立大学法人情報系センター研究集会および学術情報処理研究集会の開催校と共同し各集会の講演プログラム編成等を支援する。

2. 投稿種別

本誌に掲載する記事の種別を次のとおり定める。

ア. 原著（査読付き）論文

イ. 解説

ウ. 報告

3. 投稿時の諸注意

(1) 投稿資格

本誌に投稿する記事の著者のうち少なくとも1名は協議会会員の組織に所属しなければならない。ただし解説記事と報告は編集委員会が協議会会員以外に執筆を依頼できる。

(2) 著作権

すべての記事の著作権および電子的な利用を含めた著作権は原則として協議会に帰属する。ただし著者自身が自著の記事を複製、翻訳、翻案等で利用することは差し支えない。記事あるいはその翻訳の全部あるいは大部分を他の著作物に利用する場合には、事前にその旨を編集委員会に申し出るとともに出典を明記すること。また一部分を利用する場合にも文献あるいは図説の下に出典を明記すること。協議会への著作権委譲が困難な場合には著者と編集委員会が別途協議する。

(3) Webによる公開

本誌に掲載されるすべての記事は、本誌発行後速やかに協議会 Web サイトで公開する。

(4) 書式等

すべての記事は編集委員会が別途定める「原稿作成の手引き」にしたがった原稿を作成すること。

(5) 投稿料

本誌に掲載される記事はページ数に応じた掲載料を支払うこと。掲載料は別表1のとおり定める。

別表) 学術情報処理研究誌・掲載料

ページ数	掲載料
～ 2	6,000 円
3 ～ 4	12,000 円
5 ～ 6	18,000 円
7 ～ 8	24,000 円
9 ～ 10	30,000 円
11 ～ 12	36,000 円
13 ～ 14	42,000 円